

改 正 案	現 行
<p>ボイラーの燃料消費量、煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準等を定める件 昭和五十六年六月一日 建設省告示第千百十二号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百五條第一項第七号の規定に基づき、ボイラーの燃料消費量並びにボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準及び防火上必要な構造の基準を次のように定める。</p> <p>第一 ボイラーの燃料消費量 ボイラーの燃料消費量の数値は、ボイラーの定格出力を当該ボイラーに使用する燃料の低発熱量と当該ボイラーの効率との積で除して得たものとする。</p> <p>第二 ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準 ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さは、ボイラーの燃料消費量に応じ、次の式に適合するものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。</p> $h = (1/A_v^2) (VQ/3600)^2 (0.021l / A_v + 0.3n + 0.6) + \underline{0.2} (Pb - Zf)$ <p>この式において、h、A_v、V、Q、l、n、Pb及びZfは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>h ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さ（単位 メートル）</p> <p>A_v 煙突の有効断面積（単位 平方メートル）</p> <p>V 燃料の単位消費量当たりの廃ガス量（別表(イ)欄に掲げる燃料の種類につい</p>	<p>ボイラーの燃料消費量、煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準等を定める件 昭和五十六年六月一日 建設省告示第千百十二号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百五條第一項第八号の規定に基づき、ボイラーの燃料消費量並びにボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準及び防火上必要な構造の基準を次のように定める。</p> <p>第一 ボイラーの燃料消費量 ボイラーの燃料消費量の数値は、ボイラーの定格出力を当該ボイラーに使用する燃料の低発熱量と当該ボイラーの効率との積で除して得たものとする。</p> <p>第二 ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準 ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さは、ボイラーの燃料消費量に応じ、次の式に適合するものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。</p> $h = (1/A_v^2) (VQ/3600)^2 (0.021l / A_v + 0.3n + 0.6) + \underline{2.0} (Pb - Zf)$ <p>この式において、h、A_v、V、Q、l、n、Pb及びZfは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>h ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さ（単位 メートル）</p> <p>A_v 煙突の有効断面積（単位 平方メートル）</p> <p>V 燃料の単位消費量当たりの廃ガス量（別表(イ)欄に掲げる燃料の種類につい</p>

ては、同表の欄に掲げる数値によることができる。(単位 立方メートル)

Q 第一に定めるところにより計算した燃料消費量(単位 一時間につき立方メートル又はキログラム)

l ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの長さ(単位 メートル)

n 煙突の曲がりの数

Pb ボイラー内部の通風抵抗(単位 パスカル)

Zf ボイラーの送風機の通風力(単位 パスカル)

第三 ボイラーの煙突の防火上必要な構造の基準

ボイラーの煙突の地盤面からの高さは、十五メートル以上(重油、軽油、燈油、コークス又はガスを使用するボイラーにあつては、九メートル以上)とすること。ただし、ストーカー、ガス発生器等特殊の装置の設置、地形その他の周囲の状況等により、防火上支障のない場合においては、この限りでない。

別表

	(イ)		(ロ)
	燃料の種類		廃ガス量
	燃料の名称	低発熱量	
(一)	A重油	一キログラムにつき 四二・七メガジュール	一キログラムにつき 一五・〇立方メートル
(二)	B重油	一キログラムにつき 四一・四メガジュール	一キログラムにつき 一四・四立方メートル
(三)	C重油	一キログラムにつき 四〇・八メガジュール	一キログラムにつき 一四・一立方メートル

ては、同表の欄に掲げる数値によることができる。(単位 立方メートル)

Q 第一に定めるところにより計算した燃料消費量(単位 一時間につき立方メートル又はキログラム)

l ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの長さ(単位 メートル)

n 煙突の曲がりの数

Pb ボイラー内部の通風抵抗(単位 一平方メートルにつきキログラム)

Zf ボイラーの送風機の通風力(単位 一平方メートルにつきキログラム)

第三 ボイラーの煙突の防火上必要な構造の基準

ボイラーの煙突の地盤面からの高さは、十五メートル以上(重油、軽油、燈油、コークス又はガスを使用するボイラーにあつては、九メートル以上)とすること。ただし、ストーカー、ガス発生器等特殊の装置の設置、地形その他の周囲の状況等により、防火上支障のない場合においては、この限りでない。

別表

	(イ)		(ロ)
	燃料の種類		廃ガス量
	燃料の名称	低発熱量	
(一)	A重油	一キログラムにつき 一〇、二〇〇キロカロリー	一キログラムにつき 一五・〇立方メートル
(二)	B重油	一キログラムにつき 九、九〇〇キロカロリー	一キログラムにつき 一四・四立方メートル
(三)	C重油	一キログラムにつき 九、七五〇キロカロリー	一キログラムにつき 一四・一立方メートル

(四)	軽油	<u>一キログラムにつき 四三・一メガジュール</u>	一キログラムにつき 一五・二立方メートル
(五)	燈油	<u>一キログラムにつき 四三・五メガジュール</u>	一キログラムにつき 一五・三立方メートル
(六)	石炭	<u>一キログラムにつき 二三・〇メガジュール</u>	一キログラムにつき九・七立方メートル（ストーカーだきの場合に限る。）
(七)	都市ガス	<u>一立方メートルにつき 一六・七メガジュール</u>	一立方メートルにつき 六・二立方メートル
(八)	都市ガス	<u>一立方メートルにつき 一八・八メガジュール</u>	一立方メートルにつき 六・九立方メートル
(九)	都市ガス	<u>一立方メートルにつき 四一・九メガジュール</u>	一立方メートルにつき 一四・七立方メートル
(十)	L P ガス（プロパン主体）	<u>一立方メートルにつき 九六・三メガジュール</u>	一立方メートルにつき 三三・三立方メートル

(四)	軽油	一キログラムにつき 一〇、三〇〇キロカロリー	一キログラムにつき 一五・二立方メートル
(五)	燈油	一キログラムにつき 一〇、四〇〇キロカロリー	一キログラムにつき 一五・三立方メートル
(六)	石炭	一キログラムにつき 五、五〇〇キロカロリー	一キログラムにつき九・七立方メートル（ストーカーだきの場合に限る。）
(七)	都市ガス	一立方メートルにつき 四、〇〇〇キロカロリー	一立方メートルにつき 六・二立方メートル
(八)	都市ガス	一立方メートルにつき 四、五〇〇キロカロリー	一立方メートルにつき 六・九立方メートル
(九)	都市ガス	一立方メートルにつき 一〇、〇〇〇キロカロリー	一立方メートルにつき 一四・七立方メートル
(十)	L P ガス（プロパン主体）	一立方メートルにつき 二三、〇〇〇キロカロリー	一立方メートルにつき 三三・三立方メートル

附則

この告示は平成 年 月 日から施行する。